

## 4 湯河原町における空き家等対策に関する協定書

### 湯河原町における空き家等対策に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部（以下「乙」という。）は、湯河原町における空き家等の対策を進めるため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、信義誠実の原理に立ち、空き家に係る売買、賃貸借等に関し適正かつ円滑な促進を図るなど、空き家等の対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（近い将来に同様の状態になることが見込まれるものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に関し所有権その他の権利の行使により当該空き家等の売却、貸借を行うことができる者をいう。
- (3) 不動産取引 空き家等について売買、賃貸借等を行うことをいう。

（協定の期間）

第3条 この協定の期間は協定締結日から平成30年3月31日までとする。

- 2 協定期間の満了前に、甲及び乙の一方又は双方から解約の申し出が無いときは、協定の期間は1年間延長したものとす。その後も同様とする。

（連携・協力事業）

第4条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、甲及び乙の一方又は双方から要請を受けた際には速やかに、連携・協力・情報共有し次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 空き家等の不動産取引の促進事業
- (2) その他、空き家等の対策を進めるための事業

（甲が行う業務）

第5条 甲は、前条第1号に規定する不動産取引の促進事業の実施にあたって、空き家等の所有者等又は空き家等の活用希望者から、当該空き家等の不動産取引の仲介等の申し込みがあったときは、乙に必要な情報を提供し、仲介等の業務を依頼するものとする。

- 2 甲は、前項で依頼した業務の状況について、必要に応じて乙に確認を行うことができる。

（乙が行う業務）

第6条 乙は、第4条第1号に規定する不動産取引の促進事業の実施にあたって、そ

の構成員から宅地建物取引業者を選任し、甲から依頼された空き家等の不動産取引の仲介等の業務を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する業務の状況について、定期的に甲に報告するものとする。  
(苦情又は紛争の処理)

第7条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲 乙協議の上処理するものとする。ただし、空き家の不動産取引の業務に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。  
(個人情報の保護)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するため、個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護のため次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、湯河原町個人情報保護条例、その他法令等を遵守するとともに、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (2) 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう、最大限努めなければならない。
- (3) 乙は、この協定による業務を処理するため、甲から引き渡された情報を本協定の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(その他)

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年8月25日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田 幸宏

乙 神奈川県小田原市栄町1丁目5番地1号  
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会

小田原支部長 高杉 尚男